

研修部主催

「知的障がいの子どもの財産を残すための新しい方法」のご報告

於：1月27日15時～熊本市健康センター新町分室2階多目的室

プログラムは・・・

(1) 勝本 映美(社会福祉士)氏より

成年後見人として活動する中でありがちな日後見人であるご本人や家族の抱える問題について

(2) 中山 学史(司法書士)氏より

成年後見よりハードルの低い民事信託(家族信託)について

(3) 森 祐生(プレデンシヤル生命ライフプランナー)氏より

生命保険金を年金のような方形で障がいのある本人に残す方法について話していただきました。



インフルエンザが全国的に大流行している中の開催でしたので、参加される方が、少ないかもしれないと心配していましたが、「申し込んでいませんが・・・」「夫も来られるようになりましたから・・・」「会員ではありませんが・・・」などと駆け込みも結構多く、親子合わせて40人の参加となり、予定していた資料が足りず、あわててコピーに走るほどでした。

2000年4月に成年後見制度が始まって、親である私たちも重要な制度だとは感じてはいますが、「手続きが大変」「プロに頼むとお金がかかる」「自分でやるのはもっと大変」と利用に至っていない方も多いはずです。特に若い方は「まだまだ先のことだから・・・」と考えていないのは当たり前だと思います。

でも、ないと思っていた大きな地震もありましたし、交通事故で明日死ぬかもしれません。障がいの重い軽いにかかわらず、私たちの子どもは、どこかで周りの方々に支援していただかなくては生きていけません。

そのためにも、若いうちから子供どもの将来を見据えて、周りの方にわかりやすい形で『託す』ことが必要ではないでしょうか？

今回、ご紹介したように選択肢も増えてきているようですので、皆さんも障がいのある我が子が将来一人になっても困らない方法を、一度、家族で話し合ってみられてはいかがでしょうか？